

マイナンバーの収集及び利用について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行により、平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されました。そして、平成29年7月から地方公共団体等との情報連携が開始されます。

共済組合は、番号利用法に規定されている個人番号利用事務実施者として、次の目的のために個人番号（マイナンバー）を利用いたします。そして、平成29年1月1日に在籍されている組合員及び被扶養者の皆様のマイナンバーを収集いたします。

● 利用目的

- 1 厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務（番号利用法別表第1の24の項）
- 2 地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務（番号利用法別表第1の39の項）

● 収集方法

共済組合が管理する組合員及び被扶養者の基本情報を利用して、住民基本台帳ネットワークシステムにより一括照会を行うことにより収集します。

なお、住所等の不一致により収集できなかった個人番号については、所属所共済組合事務担当課を通じて収集する予定にしていますので、ご協力をお願いします。

※ 特定個人情報保護評価の実施

共済組合は番号利用法による特定個人情報保護評価の実施は義務づけられていませんが、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防ぎ、特定個人情報の利用範囲や適切な安全管理措置を講じていることを公に宣言するため任意に保護評価を実施し、個人情報保護委員会に提出、マイナンバー保護評価Webに公表しました。